

トラクター



画像はYT120

YANMAR

YT118XUKS4 **18馬力**

YT120XUKS4 **20馬力**

メーカー希望小売価格

~~2,210,000~~円 (税別)

- 耕うん幅：1,400mm
- パワステ ■倍速ターン
- 自動水平 ■ノークラッチ

JAグループ鹿児島は 農業機械コスト低減を 応援します！



トラクター



ISEKI

NT603FFESUGCYR **60馬力**

メーカー希望小売価格

~~5,730,000~~円 (税別)

- ロータリーなし ■パワステ
- 倍速ターン ■自動水平
- キャビン ■偏平ラジアルタイヤ
- ※ハイラグタイヤ仕様もあり



Kubota

NB21SPMARF4B **21馬力**

メーカー希望小売価格

~~1,970,000~~円 (税別)

- 耕うん幅：1,400mm
- パワステ ■倍速ターン
- 自動水平



YANMAR

YT225XUKS5 **25馬力**

メーカー希望小売価格

~~2,570,000~~円 (税別)

- 耕うん幅：1,500mm
- パワステ ■倍速ターン
- 自動水平 ■ノークラッチ

期間限定
令和2年12月まで



YANMAR

YT357J,ZUQH **57馬力**

メーカー希望小売価格

~~5,340,000~~円 (税別)

- ロータリーなし
- パワステ ■倍速ターン
- 自動水平 ■キャビン
- ※納期に3~4ヶ月かかります

4台限定



Kubota

SL28HCMAEWF6 **28馬力**

メーカー希望小売価格

~~3,750,000~~円 (税別)

- 耕うん幅：1,600mm
- パワステ ■倍速ターン
- 自動水平 ■ノークラッチ

キビトラ

※さとうきび仕様のため、納期に時間がかかる場合がございます



- 耕うん幅：830mm
- パワステ

Kubota

JB19XBS9R8W22 **19馬力**

メーカー希望小売価格

~~1,642,000~~円 (税別)



ISEKI

TM185S03B7 **18馬力**

メーカー希望小売価格

~~1,622,000~~円 (税別)

- 耕うん幅：700mm
- パワステ ■倍速ターン

YANMAR

GK18,LSVC9BSL **18馬力**

メーカー希望小売価格

~~1,583,000~~円 (税別)

刈払機・チップソー

肩掛け

肩掛け

YAMABIKO
SRE2625UGT/KK **26cc**

メーカー希望小売価格
~~40,000~~円 (税別)

MARUYAMA
MKG2702U **26cc**

メーカー希望小売価格
~~48,000~~円 (税別)

背負い

YAMABIKO
RME2500LT **26cc**

メーカー希望小売価格
~~60,000~~円 (税別)

MARUYAMA
JIS規格の認証を受けた
JAオリジナル
チップソー
【9・10インチ】
お求めやすい販売価格を実現

動噴

薬剤タンク
容量 **10ℓ**

高濃度少量散布ノズルと
セットで販売
従来型ノズルと比べ、
広面積の散布が可能

MARUYAMA
JAS11 [JAオリジナル型式]

メーカー希望小売価格
~~46,000~~円 (税別)

ノズルのみ
【動力用・人力用】
メーカー希望小売価格
~~3,300~~円 (税別)

お問い合わせは 最寄りのJA 農機センターへ

特別価格期間：令和2年8月末日まで

農作業機を装着・けん引した農耕トラクタの

公道走行ガイドブック

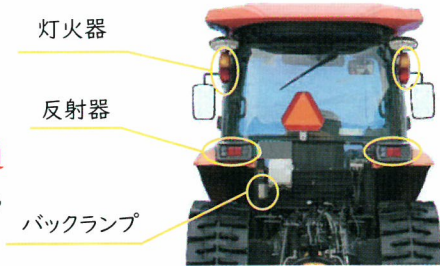
直装式農作業機におけるチェックポイント

直装式農作業機（ロータリー、ハロー、直装式ブームスプレーヤ、播種機等、農耕トラクタに直接装着するタイプのもの（けん引タイプではない）であって、移動時に折りたたみや格納出来るものは折りたたみ格納した状態のものを農耕トラクタに装着した状態で公道走行が可能かどうか、次のチェックポイントを必ず確認してください。

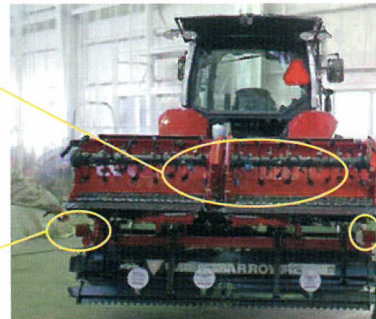
全てのチェックポイントをクリアできれば、公道走行が可能です。

✓チェックその1（灯火器類の確認）

農作業機を装着しても、灯火器類（ヘッドランプ、車幅灯、テールランプ、ブレーキランプ、バックランプ、ウインカー、後部反射器）が他の交通から確認できることが必要です。農作業機を装着した状態で、農耕トラクタの前方や後方から灯火器類の取付け状態を確認しましょう。

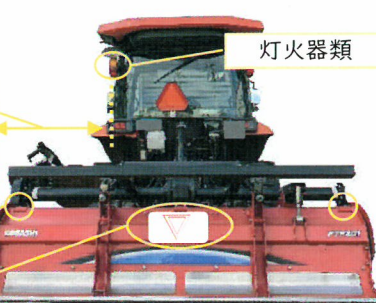


トラクタの灯火器類が農作業機で見えない例



灯火器類の設置例

元からある灯火器類が最外側から40cm以内でない例



反射器（左右両側）の設置例
前面：白、後面：赤

制限標識

①確認できない（見えない）場合に必要な対応

所定の位置に灯火器類を別途設置する必要*があります。

※単体で長さ4.7m以下、幅1.7m以下、高さ2.0m以下、かつ、最高速度15km/h以下のいわゆる特定小型特殊自動車である農耕トラクタの場合、車幅灯、テールランプ、ブレーキランプ、バックランプについては取付義務がないので、農作業機を装着した場合でも設置の必要はありません（その場合でも、ヘッドランプ、ウインカー、後部反射器は取付義務があります）。

②確認できる（見える）場合でも必要な対応

①灯火器類が確認できる場合でも、取付位置が最外側（農作業機の端）から40cmを超える場合は、農作業機の両端に反射器（前面白色、後面赤色）を設置する必要があります。

②保安上の制限を受けている自動車であることを示す標識▽を後面の見やすい位置に表示する必要があります。

✓チェックその2（全幅の確認）

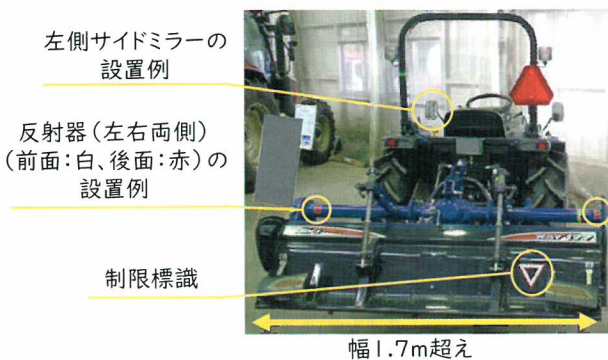
農耕トラクタ単体で、長さ4.7m以下、幅1.7m以下、高さ2.0m以下、かつ、最高速度15km/h以下の場合、農作業機を装着した状態で、幅が1.7mを超えていないか確認しましょう。

①幅が1.7mを超えている場合に必要な対応

①農作業機の両端に反射器（前面白色、後面赤色）を設置する必要があります。

②機体左側にサイドミラーを設置する必要があります。

③保安上の制限を受けている自動車であることを示す標識▽を後面の見やすい位置に表示する必要があります。



農作業機を装着した状態で幅が2.5mを超えていないか確認しましょう。

②幅が2.5mを超えている場合に必要な対応

① 道路管理者（国道：地方整備局、都道府県道：各都道府県、市町村道：各市町村）から、特殊車両通行許可を得る必要があります（農道は許可を得る必要はありません）。

② 最外側が分かるよう、前面及び後面に外側表示板、反射器、灯火器を設置する必要があります。

③ 保安上の制限を受けている自動車であることを示す標識▽及び、幅を他の交通に示すための表示「全幅〇.〇〇メートル」を後面の見やすい位置に表示する必要があります。

④ 運転者席にも幅を表示する必要があります。

農作業機への反射器（後面：赤）、灯火器（前面：白、後面：赤）及び外側表示板（前後両面）設置例



※ なお、農耕トラクタ単体で、長さ4.7m以下、幅1.7m以下、高さ2.0m以下、かつ、最高速度15km/h以下の場合、農作業機を装着した状態で、幅が2.5mを超える場合、①1.7mを超える場合と同様に、農耕トラクタの左側にサイドミラーを設置する必要があります。

✓チェックその3（運行速度の確認）

農作業機を装着することで農耕トラクタの安定性（傾斜角度）が変わるため、安定性の保安基準（30度又は35度）を満たせなくなる場合があります。

①安定性の確認方法

① 農耕トラクタと農作業機の組合せによる安定性の確認結果については、（一社）日本農業機械工業会のホームページで公表しています。安定性が確認されたものについては、15km/h以下の速度制限はありません。



（一社）日本農業機械工業会HP
<http://www.jfmma.or.jp/koudo.html>

②安定性が確認されていない場合に必要な対応

① 安定性が確認されていない場合は、運行速度15km/h以下で走行する必要があります。

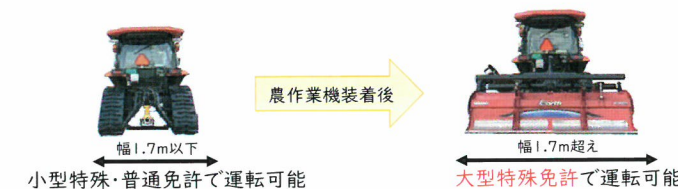
② 保安上の制限を受けている自動車であることを示す標識▽及び、運行速度を他の交通に示すための表示「運行速度15キロメートル毎時以下」を後面の見やすい位置に表示する必要があります。

③ 運転者席にも制限速度を表示する必要があります。

✓チェックその4（免許の確認）

小型特殊免許・普通免許で運転が可能なのは、農耕トラクタ単体又は農耕トラクタに農作業機を装着した状態で、寸法が、長さ4.7m以下、幅1.7m以下、高さ2.0m以下（安全キャブや安全フレーム等が備えられている自動車で、当該装置を除いた部分の高さが2.0m以下のものにあつては、2.8m以下）、最高速度が15km/h以下の条件を全て満たす、いわゆる特定小型特殊自動車です。このため、農作業機を装着することにより、この寸法等を超える場合には、これまでどおり大型特殊免許（農耕作業用自動車限定の大型特殊免許でも可）が必要です。

なお、車検制度上ではこの寸法を超えても最高速度が35km/hを超えない限り大型特殊には該当しないため、車検は必要ありません。



小型特殊・普通免許で運転可能

大型特殊免許で運転可能

担当部署

特殊車両通行許可申請について：国土交通省道路局道路交通管理課

☎03-5253-8111

灯火器類・全幅・運行速度について：国土交通省自動車局技術政策課

☎ 同上

（※）軽自動車税の納税義務について：総務省自治税務局自動車税制企画室（小型特殊自動車となった場合は、軽自動車税の課税対象となり、市町村への申告が必要となります。大型特殊自動車については、引き続き、固定資産税（償却資産）の課税対象です。）

☎03-5253-5663

免許等その他の事項・全般的なことについて：農林水産省生産局技術普及課

☎03-6744-2111

農林水産省HP: http://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/kadosoko.html

